

# 1 月定例教育委員会会議録

開催年月日	令和5年1月26日(木)
開催日時	午後3時00分
開催場所	別館3階大会議室
出席委員	教育長 三笥 眞治郎 職務代理者 木下 靖郎 委員 諫本 憲司 委員 古田 嘉寿美 委員 佐々木 美徳 委員 梶原 眞由美
出席参与	教育次長 中山 敏章 教育総務課長 瀬口 英隆
書記	教育総務課 総務企画係 主幹(総括) 渡辺 寛幸
附議議案	議案第1号 日田市教育委員会事務委任規則の一部改正について 報告第1号 令和4年12月期寄附採納について

<p>教 育 長</p>	<p>ただいまから、1月定例教育委員会を開催いたします。</p> <p>まず、前回議事録の確認でございますけれども、議事録について変更はございませんでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>御了解いただけましたら、会議終了後に御署名をお願いいたします。</p> <p>続きまして教育長の一般報告につきましては、御手元に配付しております資料により報告とさせていただきます。</p> <p>それでは議事に入りたいと思います。</p> <p>議案第1号について説明をお願いします。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>議案第1号 日田市教育委員会事務委任規則の一部改正についてでございます。議案集3ページの概要で御説明をいたします。</p> <p>今回の一部改正につきましては、教育委員会の運営の効率化を図ることを目的として行うものでございます。</p> <p>事務の委任等に関する根拠法令につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項の規定により、教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができるとされております。</p> <p>また、第2項におきまして、教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免、その他人事に関することにつきましては、教育長に委任することができないと定められております。</p> <p>これに基づき定められました日田市教育委員会事務委任規則第2条の規定により、事務局職員及び学校その他の教育機関に属する職員の任免、その他の人事に関することは、その権限に属する事務を教育長に委任することができないとされております。</p> <p>この事務委任に関する法律の解釈につきましては、内閣府が行った地方分権改革に関する提案募集の際、各自治体からの質問に対する文部科学省の回答におきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項は、いわゆる内部委任までを禁止するものではないとされております。</p> <p>また、文部科学省発出の令和2年10月30日付け事務連絡では、専決等のいわゆる内部委任を行うことについては、各教育委員会の権限と責任において適切に判断いただきたいとされております。</p> <p>その他、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の逐条解説によりますと、第25条第2項第4号の人事に関することについては、実際の教育に当たるのは教職員であってこれらの人事は教</p>

	<p>育の成否に大きく関わることから、教育長に委任できない事務とされており。</p> <p>議案集4ページをお開きください。これらの法律解釈を踏まえた今回の改正内容についてでございますが、①にありますとおり、行政職員の人事については、実質的な異動などの権限を教育委員会が有していないため、職員への内示前に緊急に臨時会を開催して議決を行うのではなく、教育長の専決事項として決裁を行い、直近の教育委員会において報告することとするものでございます。</p> <p>ただし、行政職員の人事のうち、懲戒等につきましては、事案の重大性に鑑み、これまでどおり臨時会を開催し、教育委員会において議決を行うこととしております。</p> <p>また、教職員の人事につきましても、これまでどおり臨時会を開催し、教育委員会において議決を行うこととしております。県内他市におきましても、範囲は異なりますが、同様に専決を行っている状況でございます。</p> <p>最後に施行日につきましては、公布の日から施行いたしまして、令和5年4月1日付、定期人事異動から適用をいたします。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
教 育 長	<p>議案第1号 日田市教育委員会事務委任規則の一部改正についての説明でございましたけれども、これにつきまして何か御質疑等はございませんでしょうか。</p> <p>中々分かりにくいかと思いますが、具体的には市職員の3月末の異動、あるいは中間期の異動等についてのこととなります。少し具体的な内容をお願いできますか。</p>
教育総務課長	<p>私ども事務局の行政職員の人事異動については、今まで臨時会を開催し議決した後に公表しておりましたが、緊急に臨時会を開催せずに教育長の専決事項という形にいたしまして、その後の定例教育委員会で報告をさせていただくという流れになります。</p>
諫 本 委 員	<p>教職員も含むということなのですか。</p>
教育総務課長	<p>教職員の人事につきましては、例年3月上旬に臨時会を開催しておりますが、これまでどおり、同じ取扱いになりますので、臨時会を開催し、皆さんにお諮りするという流れになります。</p>
教 育 長	<p>教職員については、市町村教育委員会が県教育委員会に内申を</p>

	<p>行うという形になりますので、先に市の教育委員会を開催し、その後、県教育委員会に人事の一覧を提出して、県教育委員会で最終決定をするという流れです。それはこれまでどおり、臨時の教育委員会を開催させていただくということでございます。</p> <p>他にありませんか。それではないようですので、議案第1号については、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>議案第1号は原案のとおり可決されました。</p> <p>議案は以上でございます。</p> <p>続きまして報告事項に入ります。報告第1号について説明をお願いします。</p>
<p>書 記</p>	<p>それでは議案集の5ページをお願いいたします。報告第1号令和4年12月期寄附採納についてでございます。</p> <p>地区寄附の採納が1名、2件でございます。清水町の井上太香美様から北部中学校と三和小学校へ図書購入費として、それぞれ5万円の御寄附をいただいております。</p> <p>井上様には平成13年から毎年同様の御寄附をいただいているところでございます。</p> <p>次に一般寄附の採納が1団体、1名、2件でございます。1件目は、日田商工会議所女性会会長 佐竹邦恵様から淡窓図書館へ児童書95冊、20万円相当を御寄附いただいております。</p> <p>同会からは、昭和54年から継続して御寄附をいただいております。</p> <p>2件目は、中島卓様から高瀬小学校へモニタースタンド1台、3万4,100円相当をICT環境整備に役立てて欲しいとして御寄附をいただいているところでございます。</p> <p>12月につきましては、以上4件、金額が10万円、物品相当額が23万4,100円、合計33万4,100円の御寄附をいただいております。報告第1号につきましては以上でございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>報告第1号 令和4年12月期の寄附採納についての報告でございます。これについて何か御質疑はございませんでしょうか。</p> <p>それではないようですので、次にいきます。</p> <p>2月期の定例教育委員会会議の日程について説明をお願いします。</p>

教育総務課長	<p>次回の定例教育委員会の日程についてでございます。</p> <p>2月期の定例教育委員会は、2月16日木曜日13時半から勉強会、15時から定例教育委員会をお願いしたいと思います。以上でございます。</p>
教 育 長	<p>2月の定例教育委員会は、2月16日木曜日13時半から勉強会で、15時から定例教育委員会ということでございます。会場は本庁4階の庁議室です。</p> <p>これについては御了解いただけますでしょうか。</p> <p>以上でございますけれども、教育委員の皆さんから他にございませんでしょうか。</p> <p>それではないようですので、以上をもちまして1月期の定例教育委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。</p> <p style="text-align: right;">終了時刻：午後3時12分</p>